

匝瑳市都市計画審議会議事概要

○日 時 令和3年5月18日（火）午後1時30分～午後2時00分

○場 所 議会棟第2委員会室

○出席者 (委員)

渡邊 弘仁委員、大木 薫委員、石毛 甲子男委員、岩井 清委員、
行木 光一委員、宮下 直也委員、宮内 宏巳委員、林 明敏委員

(欠席委員)

鶴野 航三委員、本田 志夫委員

(事務局)

都市整備課 渡邊課長、武田主任主事、山下主任主事

○次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 市長挨拶

4 委員等紹介

5 議事

(1) 議案第1号 八日市場都市計画道路の変更について（千葉県決定）

(2) その他

6 閉会

議事概要

1 開会

2 会長挨拶

3 市長挨拶

4 委員等紹介

委員、事務局がそれぞれ自己紹介を行った。

5 議事

渡邊会長の進行により次の議案について、審議を行った。

議案第1号 八日市場都市計画道路の変更について（千葉県決定）

資料に基づき、事務局から説明を行った。

<主な質問・意見>

委員：1ページの表中の起点について、時曾根字榎ノ内と下ノ谷とあるが、これで良いか。

事務局：構造形式の内訳の起点が時曾根字下ノ谷と記載されていることにつきましては、下ノ谷から後野までが嵩上げ式となることを表しております。

委員：都市計画道路は銚子までの全部、旭市を過ぎたところまで見直しがかかるように思うが、匝瑳市より先はどうなるか。

事務局：今回の都市計画の変更については、匝瑳市から旭市間の約13キロメートルの区間のみ変更するものです。

委員：銚子市で工事を始めている部分があると思うがその部分はどうなっているのか。

委員：旭市の飯岡バイパスの先の銚子市に向かう部分は、都市計画の事業ではなく、道路事業として工事を行っています。

委員：都市計画道路に指定されると私権が制限されると思う。構造物を建てることは制限されると解釈してよろしいか。

事務局：都市計画決定された場合、その道路の区域内では事業の円滑な施行を確保するため、建築物の建築が制限されます。区域内で建築物を築造する場合には、都市計画法53条の許可が必要となります。

また、許可の基準については、都市計画法第54条に基づき地階を除く階数が2以下で、木造、鉄骨造などの、容易に移転又は除去ができるものとなります。

委員：建築はできるということか。

事務局：基準に適合すれば建てるのが可能です。

委員：農振法の農振地域については、都市計画道路に指定されると自動的に農振地域から解除されることになるのか。

事務局：農振法の農振地域の除外についてということですが、今回の都市計画道路の区域になる部分については、千葉県が用地取得した後に除外等の手続きを行うことになりまして、道路区域以外については農振地域から除外されないと思います。

委員：住民説明会で出された意見はどのような内容だったか。

事務局：10月の住民説明会では、横断ボックスの設計の高さや、盛土構造の道路であれば、津波対策として設計しないのか。道路完成の時期、自宅と会社が道路予定地となるが、計画段階であれば、意見は反映されるのか、といった質問が出ております。

委員：今の回答については、それは意見書の内容か。

事務局：4月に縦覧している際の意見書では、用地の補償についての意見が2件提出されております。

<採 決>

賛成全員で原案のとおり承認された。

議案第3号 その他について

<主な質問・意見>

質問等なし